

政務活動報告書

令和7年2月21日

〔会派名： 清風クラブ 〕

代表者氏名	常俊朋子	記録者氏名	常俊朋子／坂本直司
活動者氏名	福田博行、常俊朋子、坂本直司、小林勝		
活動日	令和7年2月12日（水）～令和7年2月13日（木）		
活動先	福岡県福岡市中央区天神1丁目1番1号 アクロス福岡にて （株）廣瀬行政研究所によるセミナー受講（講師：廣瀬和彦氏）		
活動目的	1. 議会運営委員会の役割と権限について 2. 一般質問の作り方について		
《概要》 1. 議会運営委員会の役割と権限について（2月12日受講） （1）議会運営委員会の所管と権限 ・議会運営の調整、議会運営を円滑にすること、議長の諮問機関、が役割 ・議運は一委員会で、議長の諮問機関であるため、議運より議長に権限あり ・議運自ら政策立案も出来るし、付託議案の審査も出来る ・議運は法に基づく権限があるが、会派代表者会議は事前協議の場合 （2）議会運営委員の選出手法と委員外議員の活用・会派離脱との関係 ・傍聴議員が発言する場合、委員外議員と認めてもらう必要あり ・代理出席は出来ない ・副議長は出席権限が無いので、出席する場合は委員外議員であることを明確にすること （3）議会運営委員会の答申と法的拘束力 ・出来るだけ全会一致となるよう討議し努力すること（過半数で決定は可能） ・先例や申し合せは絶対ではないので、改選後最初の全員協議会等で確認のこと （4）議長等との兼職の是非 ・法的に問題ないが、議長・副議長が諮問機関である議運の委員長兼任は不適當 （5）議会運営委員会と常任・特別委員会・協議等の場の関係 ・常任委員会や特別委員会と議運の間で所管事項を移譲することは出来ない （※）講師から名張市議会へのアドバイス ・予算常任委員会のような横割りの常任委員会を作ってはいかがか ・広報特別委員会を常任委員会にしてはいかがか			



2. 一般質問の作り方について（2月13日受講）

（1）一般質問の範囲と限界

- ・質問の範囲は、一般事務の範囲に限り、国の事務に対して質問出来ない
- ・但し、地方自治法99条によって国に意見書提出は可能
- ・都道府県や国のテーマと関連性のある取組を掘り下げることが可能
- ・範囲を超えた通告は議長が勧告すること
- ・第三セクターや一部事務組合は自治体の事務の範囲外
- ・一括質問一括答弁の場合、2回目以降の質問は1回目の範囲内
- ・委員会付託議案の市長や副市長への質問は、基本的事項、重要事項に限定すべき

（2）一般質問で注意すべき点

- ・質問の目的は、住民の福祉の向上であり、自分の主義主張の場ではない
- ・答弁の必要のない要望は、質問と認められない（質問と答弁はワンセットである）
- ・公開されている情報を確認するだけではもったいない
- ・多数の論点を入れすぎないこと
- ・一地域の問題は例として、全体としてやるべきことを質問すること
- ・根拠や証拠のない質問はよくない
- ・ChatGPTもネット情報を基にしているので嘘もある

（3）一般質問の下準備

- ・テーマ選定：マスコミやネットで話題、住民要望、執行機関との対話で話題、先進地視察、公約や関心事、国や都道府県の取組
- ・質問のゴール：質問によって住民福祉の向上や町の発展になるか、理想も大事だが現実的に実施可能か、どこまで答弁を引き出せるか設定、行政チェックか政策提言か
最低ラインとして、例えば50%まで引き出すといった目標を設定する

（4）一般質問の具体的な作り方

- 1）問題点の抽出：問題とは目標と現状のギャップ（方向性を揃えること）
- 2）課題の設定・分析：課題とは問題解決のためにやるべきことで、住民目線で
- 3）データによる裏付け：エビデンス、過去議事録チェック、研究論文、条例検索、レファレンスサービス、統計情報など
- 4）提言・解決策の提示：これを最初に言うとインパクトあり

（5）質問を作る際のAIの活用

- ・生成AIとは：文書や画像など様々なコンテンツを生み出せ人工知能という
- ・具体的な生成AI：ChatGPT、Copilot、等
- ・ChatGPTで出来る質問向上：質問のブラッシュアップ、一般質問の作成、ペルソナの作成と議員間討議、首長botの作成

《所感》

- ・議会運営委員会の役割や権限と地方自治法の関連がよく理解できた
- ・一般質問作成時の進め方や注意点がより明確になったので今後に生かしたい
- ・質問時に明示した資料は、会議録を考えると「読み上げる」ことが必要であり今後に生かしたい